

2005年6月20日

低温液化室

液化窒素利用担当者 各位

### 「液化窒素容器検査所開設のお知らせ」

5月20日に千葉県庁から容器検査所の許可が下り、物性研究所低温液化室において容器検査を行うことが可能となりましたので、ここに容器検査所開設のお知らせを致します。

なお、物性研究所低温液化室では、研究室所有の容器を検査するにあたり、「液化窒素容器管理委託に関する覚書」を取り交わしていただくようお願いしております。詳細につきましては「容器検査所内規」「液化窒素容器管理委託に関する覚書」でご確認ください。

検査予定日につきましては決まり次第お知らせ致しますが、各容器検査日の2週間ほど前に担当者に、別途、ご連絡差し上げます。なお、容器検査の大まかな流れは下記のようになっております。

その他、何かございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

#### 【容器検査の流れ】

1. 「液化窒素容器管理委託に関する覚書」及び「管理委託容器明細」の提出

**※切：平成17年7月8日(金)**

**提出先：低温液化室**

2. 検査日約2週間前に担当者へ連絡
3. 検査日前日までに液化室へ検査容器の持ち込み（検査期間：約1週間）※
4. 検査完了後、担当者へ連絡
5. 担当者による検査容器の確認、引取り

※ 持ち込みの際、検査容器の中は空の状態にして下さい。

検査期間は容器の状態によって異なる場合がありますので、ご了承下さい。

#### 【容器検査に関するお問い合わせ先】

[ekika@issp.u-tokyo.ac.jp](mailto:ekika@issp.u-tokyo.ac.jp) 又は（内線）63515